

財務省告示第百九十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十八年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年四月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十八年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	三九・六五トン
三	六トン
四	三四、三二九トン
五	一、五八トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
七八七トン	八三三トン	一五、三二九トン	一一、三四 トン	三八、六六八トン	七八七トン	七三三、五三八トン	一、四五、二二 トン	五、二九七、三三三トン	七、二二三トン	四、七一六トン	七、四一八トン	四六、三 四トン	六・六七トン	・四二トン	一六トン

二九	一、五三七トン
二八	一九トン
二七	一八、四四八トン
二六	五、二九九トン
二五	トン
二四	二二二トン
二三	八、八九トン
三三	一七トン
三一	四、二二二トン